

競争入札参加資格申請（変更申請・削除申請）にあたって

定期申請または随時申請により既に登録済みの業者の方で、申請内容に変更が生じた場合は変更申請により内容の変更を行ってください。申請先自治体の追加等についても変更申請により行ってください。

なお、申請先自治体を削除する場合は、削除申請により行ってください。

【注意】建設工事の変更申請

建設業法上届出が必要な項目の変更申請にあたっては、事前に建設業法上の変更届出書の提出を済ませている必要があります。

1 操作方法

「競争入札参加資格申請受付システム」にログインして、業者メニューを表示します。

「変更申請」リンクをクリックしてください。

以降の操作は、新規の際の操作と同様なので、詳細は入力の手引きをご覧ください。



2 変更申請の種類と添付書類について

変更申請を行う場合は、念の為[ヘルプデスク](#)宛に変更内容（業種、商号、追加自治体名等の変更箇所を連絡してください。）をメールで連絡してください。（入力操作が完了していない場合が見受けられるため）

また、必要に応じて添付書類を送付してください。添付書類を送付する場合は、送付票等を付けた上で郵便書留で送付してください。

送付先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁県土整備部建設企画課内
群馬県CALS／EC市町村推進協議会

綴り方：表紙に「共通添付書類送付票」を、次に「誓約・同意」として、次から業種毎に以下に示す添付書類を綴じてください。

また、添付書類を綴じる際は次に示す「共通添付書類送付票」に記載している順番に並べて綴じてください。

なお、申請する自治体が複数あっても、送付する書類は1組で構いません。（申請する自治体数分を送付して頂く必要はありません。）

送付票等：競争入札参加資格申請受付システムで申請入力後に印刷して使用してください。

業種毎に異なりますので、間違えないで下さい。

建設工事、建設コンサル、物品・役務・・・・共通添付書類送付票、誓約・同意

(1) 工種・業種・営業品目の追加または削除の時

●システムにて業種の追加または削除の登録をしてください。

●共通添付書類

・工種・業種・営業品目の追加

建設工事の場合は、工種の追加を行う場合は、最新及び一つ前の経審の申請の際に使用した二期分の工事経歴書、技術職員名簿を変更申請の際にシステム内で指定の場所に添付してください。

建設コンサルの場合は、二カ年分の測量等実績調書、技術者経歴書を変更申請の際にシステム内で指定の場所に添付してください。

物品・役務の場合は、二カ年分の業務実績報告書、技術者経歴書を変更申請の際にシステム内で指定の場所に添付してください。（※申請先自治体により添付ファイルが異なります。）

建設コンサル、物品役務について、追加した業種で営業に必要な許可等が必要な場合は、それについてもシステムで登録した上で、添付書類として提出してください。

・工種・業種・営業品目の削除

特に必要ありません。

※工種・業種・営業品目追加の注意点－1

工種・業種・営業品目追加については受付期間を限定します。

受付期間：平成29年1月5日（木）～平成29年1月31日（火）

上記期間内に申請のみ完了されていても、不備などの理由で申請期間を過ぎてしまった場合は受理になりませんのでご注意ください。

申請手続は余裕を持って行って下さい。

※工種・業種・営業品目追加の注意点－2

建設工事の工種追加にあたっては、平成29年1月1日現在の有効経審が必要です。

平成29年1月1日時点で経審を取得していない工種の追加は行えませんのでご注意ください。

※工種・業種・営業品目追加の注意点－3 （物品・役務業者において営業品目の追加を行う場合）

経営規模等・機械設備の額については、「物品の製造」または「役務の提供」の業種を申請する場合の入力項目です。

「物品の製造」または「役務の提供」の業種を追加申請する場合で、当初の申請の際に経営規模等・機械設備の額に未入力の場合のみ、入力してください。

営業品目数の上限は、大分類6品目までです。既に6品目で認定されている方も、他営業品目を削除していただければ、別の営業品目を追加できます。